

令和5年2月6日改定

所沢市立北小学校PTA規約



所沢市立北小学校PTA

(所在地 埼玉県所沢市立北小学校内)

住所：所沢市緑町1－10－33

電話：04－2922－3404

所沢市立北小学校PTA規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、所沢市立北小学校PTAと称し、事務所内を同校内に置く。
- 第2条 本会は、心身共に健全な子どもの成長をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は、この目的を達するため保護者と教師が協力して、学校及び家庭における教育の振興につとめ、さらに子どもの校内における生活指導、地域における教育環境の改善充実をはかり、並びに会員相互の学習その他必要な活動を行う。
- 第4条 本会は、教育を本旨とする自主独立の民主団体である。
- 第5条 本会は、教育委員会及び学校に対し、教育問題に関して意見を述べ、参考資料を提供し、学校と緊密な連絡のもとに学校教育について協力をする。
- 第6条 1. 本会は、特定の政治的団体、宗教団体、その他本会の目的以外の団体や事業に関与しない。
2. 本会の役員は、その名において前項の行為をしてはならない。
3. 本会及び本会の役員はその名において公私の選挙の候補者を推薦してはならない。

第2章 会 員

- 第7条 次の者は、本会の会員となる。
所沢市立北小学校に在学する子どもの父母、またはこれに代わる人（以下『保護者』という）及び同校に勤務する教職員。
- 第8条 入会及び退会については以下のとおりとする。
（1） 本会へは、会費納入の書類提出をもって、入会手続きとする。
（2） 入会済みの会員については、次年度は自動継続とする。
（3） 会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会となる。
- 第9条 本会の会員は、すべて平等の権利を有し、義務を負う。
- 第10条 会費は、会員費1世帯月額300円とする。但し、事情により減免することができる。

第3章 役員・委員・監査

- 第11条 1. 当年度の活動が円滑に行われるために、次の役員をおく。
（1）本部役員 会長1名（保護者会員）
副会長3名以上（保護者会員2名以上、教職員会員1名以上）
書記3名以上（保護者会員2名以上、教職員会員1名以上）
会計3名以上（保護者会員2名以上、教職員会員1名以上）
学年部部長（保護者会員1名）
環境部部長（保護者会員1名）
広報部部長（保護者会員1名）
教養部部長（保護者会員1名）
文化保健部部長（保護者会員1名）
こども育成部部長（保護者会員1名）
（2）学年部役員 部長、担当教職員1名、保護者会員若干名
（3）環境部役員 部長、担当教職員1名、保護者会員若干名、教職員会員若干名
（4）広報部役員 部長、担当教職員1名、保護者会員若干名
（5）教養部役員 部長、担当教職員1名、保護者会員若干名
（6）文化保健部役員 部長、担当教職員1名、保護者会員若干名
（7）こども育成部役員 部長、担当教職員1名、保護者会員若干名
2. 役員の職務は次の通りとする。
（1）本部役員は、当年度の活動全般を円滑に行うための会務を分担する。

- (2) 会長は、本会を代表し、各種会議を招集し、その他一切の会議を総轄する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
- (4) 書記は、会議の議事を記録し、その他本会の会務を分担する。
- (5) 会計は、金銭の収支、及び物品の購入並びに管理にあたる。その他本会の会務を分担する。
- (6) 学年部役員は、学年部活動についての会務を分担する。
- (7) 環境部役員は、地域において環境浄化、交通安全指導への協力、児童の通学路点検等の会務を分担する。
- (8) 広報部役員は、本会活動に必要な一切の広報、会務を分担する。
- (9) 教養部役員は、家庭教育学級を主とした、会員の教養向上のための会務を分担する。
- (10) 文化保健部役員は、文化活動、教育設備の助成、会員及び児童の保健向上についての会務を分担する。
- (11) こども育成部役員は、子どもたちの健全育成のための会務を分担する。

- 第 12 条 1. 次年度の活動が円滑に行われるために、次の委員をおく。
- (1) 選挙管理委員 委員長（保護者会員 1 名）、担当教職員 1 名、保護者会員若干名
 - (2) 選考委員 委員長（保護者会員 1 名）、保護者会員若干名
2. 委員の職務は、次の通りとする。
- (1) 選挙管理委員は、次年度の本部役員候補の選出を管理する。
 - (2) 選考委員は、次年度の会長・副会長・書記・会計の候補者を保護者会員から選出する。
- 第 13 条 1. 当年度の活動を監督するために、次の監査をおく。
- (1) 内部監査室 室長（本部四役経験者 1 名）、担当教職員 1 名、本部四役経験者若干名
 - (2) 会計監査 3 名（本部四役経験者 1 名、保護者会員 2 名、）
2. 内部監査室・会計監査の職務は次の通りとする。
- (1) 内部監査室は、P T A 活動を監査及び補佐し、その結果を総会及び運営委員会に報告する。
 - (2) 会計の決算を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第 14 条 役員・委員・監査の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第 15 条 役員・委員・監査は、次の方法（細則を含む）で選出し、総会の承認を得るものとする。
- 1. 学年部役員及び各専門部役員は、各クラスで互選する。
 - 2. 選挙管理委員は、六年生の各クラスで互選する。原則として下の学年に児童のいない会員とする。
 - 3. 選考委員は、一年生から五年生の各クラスで互選する。
 - 4. 内部監査室は本部四役経験者から互選する。
 - 5. 会計監査は、本部四役経験者から互選し、学年部の責任において保護者会員からも互選する。
 - 6. 教職員役員・委員・監査は、各教職員で互選する。
 - 7. 役員・委員・監査に欠員が生じた場合は、運営委員会で承認を得る。
- 第 16 条 役員・委員・監査の選出に関し、この規約に定めない事項は、細則でこれを定める。
- 第 17 条 学校長は、学校を代表し、原則としてすべての会議に出席し意見を述べる事ができる。

第4章 総 会

- 第 18 条 総会は、全会員で構成する本会の最高の機関であり、本会の重要事項について報告、承認及び決議を行う。ただし、議決権は一家族につき一つとする。
- 第 19 条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年 1 回年度初めに開催する。
- 1. 臨時総会は、運営委員会及び会長が必要と認めたとき、または会員の五分の一以上の要求があった時に開くことができる。
 - 2. 総会は、会員の五分の一以上の出席（委任状出席を含む）をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。

第5章 運営委員会

第20条 運営委員会は、総会に次ぐ機関であり、この規約に定める事項のほか、本会の運営に必要な事項について決議する。

1. 運営委員は、第11条1で定める役員で構成する。
2. 運営委員会は、運営委員を構成する各部からそれぞれ代表者1名以上を選出し、出席することを原則とする。なお学年部は、各学年から代表者1名以上を選出し、出席することを原則とする。また、内部監査室から代表者1名以上を選出し、必要に応じて出席する。
3. 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

第6章 会 計

第21条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第22条 本会の会計は、総会において決議された予算に基づいて行う。

第23条 本会の決算は、年度末に運営委員会の承認を得た上、会計監査を経て、総会に報告され、その承認を得る。

第24条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

第7章 改 正

- 第25条
1. この規約は、総会の決議により改正することができる。
 2. この規約を改正するには、運営委員会の決議を経て、その内容を事前に会員に通知する。

第8章 付 則

第26条 会長は、運営委員会の決議を経て本会の運営に必要な細則を定めることができる。細則の制定改廃は総会に報告する。

細 則

1. 用語の定義

- 本部役員 …… 第11条の1.(1)に定める
- 本部四役 …… 本部役員の内、会長、副会長、書記、会計
- 学校役員 …… 各クラスから選出される役員
(学年部役員、専門部役員、選考委員、選挙管理委員)
- 専門部 …… 環境部、広報部、教養部、文化保健部、こども育成部
- 環境支部員 …… 各支部から選出される役員
- 地区育成会役員 …… 各地区から選出される各地区子ども会の役員
- 監査 …… 内部監査室、会計監査

2. 役員選出規定

- ・お子様一人につき、「本部四役」または「学校役員」のいずれかを各1回、保護者をお願いすることを原則とする。
- ・「環境支部員」は、北小学校に通う全児童の学校教育活動の通学班編成などを行っているので、保護者全員が選出の対象となる。選出については、各支部のルールに則る。
- ・「地区育成会役員」の選出は、各地区のルールに則る。

3. 選挙管理委員（以下「選管」とする）は、選考委員会を招集する。

4. 選考委員は、当年度中に次年度の本部四役（会長1名、副会長2名以上、書記2名以上、会計2名以上）の保護者会員の選考会（立候補、推薦、投票）を開く。

5. 選考委員会は、選管立会いのもと、次年度の本部四役候補者を選出する。

6. 選管は、本部四役候補者を運営委員会に報告する。

7. 各クラスで、学年部役員、専門部役員、選考委員、選挙管理委員（六年生）を選出する。

8. 学年部部長は、新役員選出後、選管立会いのもとに互選する。学年部は学年ごとに、学年長1名、副学年長1名、書記、会計を互選する。

9. 専門部は、学年ごとに、担当部を決める。各専門部部長は、新役員選出後、選管立会いのもとに互選する。
10. 環境部各支部長は、支部ごとに、環境支部員で互選する。環境支部長と学校役員を兼任することとは阻害しない。
11. 選管委員長は、新委員選出後、互選する。
12. 選考委員長は、選管委員長決定後、選管立会いのもとに互選する。
13. 役員免除規定
 - ・本部役員経験者は、環境部各支部長を免除することができる（きょうだい分含む）。
 - ・本部四役を2年以上経験いただいた場合は、細則7を免除することができる（きょうだい分含む）。
 - ・本部四役就任中は、向陽中学のPTA役員が免除となる。
14. 「子どもの安全を守る会」は、北小学校PTA会員が構成員となり、その運営については、運営委員会において協議のうえ決定する。

この規約は、昭和57年10月30日から実施する。

施行 昭和34年6月21日

改正 昭和45年5月16日、昭和46年4月24日、昭和47年4月22日、昭和48年6月23日、昭和49年5月18日、昭和50年5月17日、昭和55年4月26日、昭和57年10月30日、昭和59年4月28日、平成4年2月6日、平成4年12月18日、平成5年5月12日、平成8年4月24日、平成12年5月2日、平成14年5月7日、平成18年5月12日、平成20年5月16日、平成23年3月10日、平成24年5月2日、平成29年4月28日、平成29年6月20日、令和2年6月15日、令和4年1月28日、令和5年2月6日

北小学校PTA弔慰に関する内規

- 第1条 本内規は北小PTA弔慰に関する内規であり、弔慰の意を表す事を目的とする。
- 第2条 本内規の適分は、原則として次の通りとする。
会長は、会員及び児童が死亡した場合は、花輪1基と弔慰金（10,000円）を敬供することができる。
- 第3条 補則
会長は、本内規を適用するに際して、必要と認められる事由が発生した場合は、運営委員会に報告する。
- 第4条 改正
本内規の改正は、運営委員会にはかり、その三分の二以上の賛成を得なければならない。
- 第5条 本内規は、昭和40年1月1日から実施する。
施行 昭和40年1月1日
改正 昭和53年3月14日、昭和55年3月11日、昭和59年10月2日、平成元年3月3日、平成14年5月7日、平成18年5月12日、平成19年5月11日、令和3年6月15日

北小学校PTA個人情報取扱いに関する内規

（主旨）

第1条 この規程（以下、「本内規」という）は、所沢市立北小学校PTA（以下「本会」という）において、取得・保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本内規に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

（個人情報の定義）

第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

（個人情報の管理責任体制等）

第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

第5条 本会における個人情報の取扱者は本部役員及び選考委員、その他管理者から承認を得た者とする。

（守秘義務）

第6条 個人情報の管理者および取扱者は、業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。また、その役職を退いた後も同様とする。

（取得する個人情報）

第7条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑なPTA活動を行うために次の情報を取得することができる。

- （1）氏名
- （2）児童クラス
- （3）住所
- （4）電話番号
- （5）メールアドレス
- （6）その他必要とするもので同意を得たもの

（個人情報の利用目的）

第8条 本会は、取得した個人情報を次の目的で利用することができる。

- （1）PTA活動・各支部活動に必要な連絡網および名簿作成のため
- （2）会費納入管理のため
- （3）活動における行事等の案内、参加確認、傷害保険加入のため
- （4）役員・委員の選考選出のため
- （5）役員・委員の連絡網作成のため

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条で定める利用目的の範囲を超えて個人情報を扱わないものとする。

（個人情報の適正管理）

第10条 個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第11条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体にウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切に行う。

（個人情報の共同利用）

第12条 本会は、所沢市立北小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することができる。

- （1）利用する項目：第7条で定める通り
- （2）利用するものの範囲：所沢市立北小学校と本会
- （3）利用目的：第8条で定める通り
- （4）責任者：第4条で定める通り

（第三者提供の制限）

第13条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないもの

とする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体また財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 個人情報第三者(第13条および県、市を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 情報を提供する目的
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者(第13条および県、市を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第19条 本内規の改正は、運営委員会にはかり、その三分の二以上の賛成を得なければならない。

(附則)

第20条 本内規は、平成30年11月13日から実施する。